

# 学校いじめ防止基本方針

刈谷市立刈谷東中学校

令和 8 年度版

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）であり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題である。そのことから、生徒の尊厳を守り、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む必要がある。そして、これらの基本的な考え方を基に教員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。また、保護者と適宜情報を共有し、適切な指導ができるようにする。

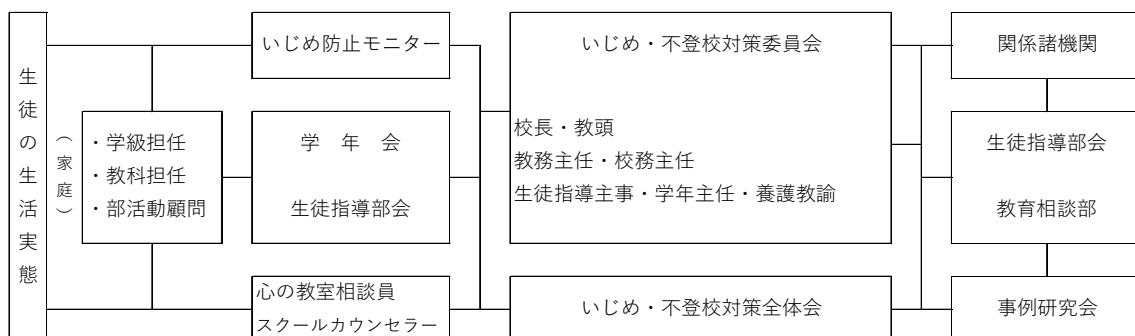
何より学校は、生徒が教員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを確実に情報共有し、特定の教員が抱え込むことのないよう、迅速かつ組織的に対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー、SHA、心の教室相談員を加える。

### (1) 指導の組織



### (2) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

## イ 教員への共通理解と意識啓発

(ア) 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教員の共通理解を図る。

(イ) 「安全な学校生活を送るためのアンケート（いじめアンケート）」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

## ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

(ア) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

(イ) 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

(ウ) 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、全学年、外部講師による「情報モラル教室」を行い、インターネットによるいじめや、誹謗、中傷というトラブルに巻き込まれない指導を行う。

オ 生徒会活動など、生徒の自主的・主体的な取組を奨励し、いじめ防止に対する意識の向上を図る。

### (2) いじめの早期発見の取組

ア 「安全な学校生活を送るためのアンケート（生活アンケート、年3回実施）」や個別面談を定期的実施（年5回実施）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。生活アンケートに書かれた事柄や、個別面談で出てきた事案に対しては、一つ一つに丁寧に対応する。

イ 日頃から教員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、学級の様子を客観的に把握するためにQ-U検査を年2回実施する。

- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。当事者が大丈夫といっても、普段の生徒の様子や会話などから生徒の心を捉え、見守りを行い声をかける。
- エ スクールカウンセラーや心の教室相談員、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 事例研究等を通して、教員の指導力、カウンセリング技能の向上に努める。
- カ いじめ防止モニターを選出して、各家庭や地域の声を素早く集められる組織を確立する。また、学校を支えている、支援員、学務員、事務職員、配膳員、教員業務支援員からも、気になることや生徒同士のトラブルについては、すぐに情報の報告が受けられるように連携を図る。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」において情報を共有し、迅速かつ組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の心の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。また、放課などの見守りを行い、違和感や気になる変化があれば、すぐに報告をする。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行う。

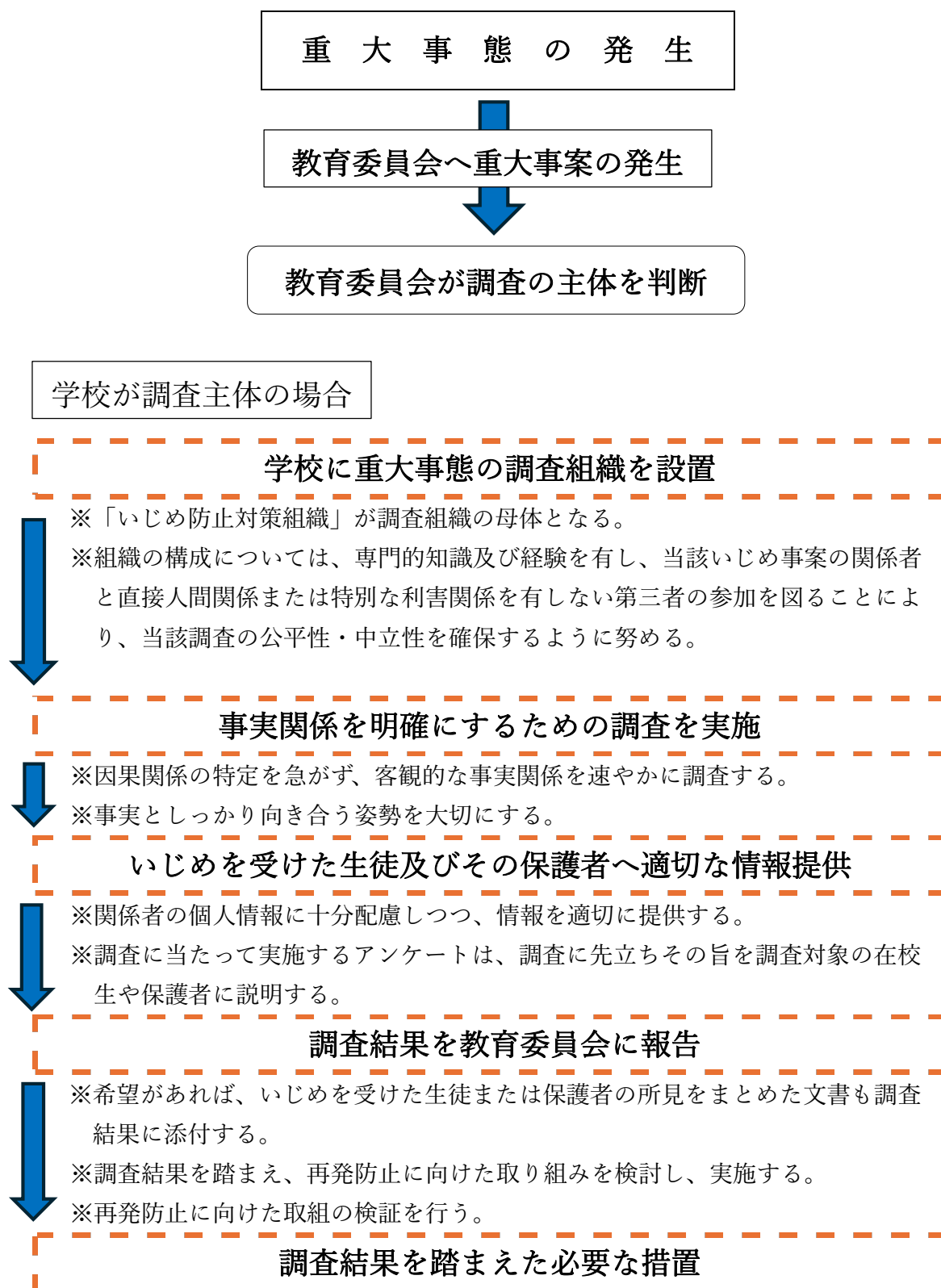
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



## 【生徒や保護者からの訴えがあった場合いじめを認知した時の対応フロー図】

### A 生徒・保護者からの訴え・いじめを認知した場合

- ①生徒や保護者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて詳しい内容を早急に把握する。  
そして、学年教職員と総務で情報をすぐに共有し、連携して対応する。
- ②保護者とともに対応策を確認する。そして、すぐにいじめを止める対応を行う。
- ③関係する生徒への聞き取りを、複数で丁寧にすばやく行う。また、直接関係していない生徒へも聞き取りを行い、いじめの全容を明らかにする。
- ④3日間を目安に聞き取りを行い、保護者に伝える。時間がかかるときは、その旨を保護者に連絡をする。
- ⑤加害生徒に対して、何がいけなかったのか、どうしてそうなってしまったのかを十分考えさせ、同じ過ちを繰り返さないように指導を行う。
- ⑥事実をもとに、学年教職員（または総務）立ち会いのもと、謝罪及び話し合いをする。必要に応じて、保護者を含めた謝罪および話し合いを行う。
- ⑦謝罪及び話し合いの後、加害生徒が、本当に約束を守ることができているか、担任及び学年教職員、総務でしっかりと見守る。また、被害生徒には、定期的に声をかけ、いじめが再発していないかどうか確認する。

### B 生徒や保護者からの訴えがない場合でも、違和感や気になる変化を感じた場合

- 当事者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて心配事や困っていることはないか相談に乗る。
- いじめが認知された場合は、上に示す①～⑦のように対応する。

## 〈取り組みの年間計画〉

|     | 教職員への研修等 | 未然防止の取組            | 早期発見の取組   | 保護者・地域との連携   |                             |
|-----|----------|--------------------|---|--|-----------------------------|
| 4月  | P        | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 | ○心の教室相談員やSCやSHAの周知<br>○学級開き、学年開き<br>○保健指導（心と体の成長）       | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知<br>○身体測定   | ○授業参観<br>学校保護者会             |
| 5月  |          | D                  | ○修学旅行（3年）   | ○3分間面接   | ○教育相談<br>○学校運営委員会<br>○部活動参観 |
| 6月  | C        |                    | ○情報モラル指導（ネットモラル）  | ○生活アンケート<br>○個別面談  |                             |
| 7月  |          | A                  | ○教職員の取組評価アンケートの実施検証                                     | ○学校保健委員会   |                             |
| 8月  | P        | ○いじめ対策カンパニング研修会    |   |  |                             |
| 9月  |          | D                  | ○林間学校（2年）   | ○身体測定<br>○3分間面接  |                             |
| 10月 | C        |                    | ○体育祭<br>○合唱コンクール、プリフェス（文化祭）                             |  | ○刈谷東中学校区生活懇談会               |
| 11月 |          | A                  | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施検証                                | ○学校保健委員会<br>○福祉実践教室<br>○薬物乱用防止教室   | ○生活アンケート<br>○個別面談           |
| 12月 | P        | ○自己評価              | ○学校保健委員会<br>○福祉実践教室<br>○薬物乱用防止教室                        |  | ○三者懇談会<br>○保護者への学校評価アンケート   |
| 1月  |          | D                  | ○保健指導（命の大切さ）<br>○職場体験学習（2年）<br>○情報モラル教室                 |  | ○授業参観                       |
| 2月  | C        |                    |   | ○生活アンケート<br>○個別面談  | ○学校運営委員へ授業公開                |
| 3月  |          | A                  | ○教職員の取組評価アンケートの実施検証<br>○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し       | ○予餞会<br>○同窓会入会式（3年）<br>○年度未行事（1、2年）  |                             |
| 通年  | P        | ○特別支援、いじめ・不登校対策委員会 | ○集会における校長講話<br>○道徳教育、体験活動の充実<br>○分かる授業の充実<br>○生徒指導部会の実施 | ○健康観察の実施<br>○SC、SHA、心の相談員による相談<br>○プリキューノートの活用<br>○普段の生徒の様子や会話、相談内容から生徒の心の動きを捉えるように努める | ○資源回収活動                     |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。